

令和7年度 第3回

上島町農業委員会
議 事 録

令和7年6月13日

開		会	令和7年6月13日	13時30分
閉		会	令和7年6月13日	14時25分
開		催 場 所	上島町岩城総合庁舎 2階 大ホール	
現 地 見回り	日 時	① 6/10 10:00	② 6/10 10:00	③ 6/10 9:00
		④ 6/10 9:00	⑤ 6/10 11:00	⑥ 6/10 10:00
		⑦ 6/10 10:00	⑧	⑨
		⑩		
	農業委員 推進委員	① 田中 一富 委員	② 田中 一富 委員	③ 岡辺 恒一 委員
		④ 村上 穂 委員	④ 岡辺 恒一 委員	④ 村上 啓祥 委員
		⑤ 砂川 正治 委員	⑥ 田中 一富 委員	⑦ 田中 一富 委員
	事 務 局	① ～⑦ 田名後高広		
	出 席 委 員		古本 貢 委員	小西 佳子 委員
砂川 正治 委員			仲平 まゆみ 委員	田中 一富 委員
村上 穂 委員			児玉 昭一 委員	岡辺 恒一 委員
森本 隆人 委員			村上 啓祥 委員	青木 俊樹 委員
竹川 修 委員			平岡 修 委員	
欠 席 委 員		濱本 等 委員		
職務のため出席した者の氏名		黒瀬 智貴	松浦 孝志	田名後 高広
		砂川 雅栄		
議 事 録 署 名 人		西原 邦彦 委員	小西 佳子 委員	
議 事 の 概 要		日程第1	会議録署名委員の指名について	
		第1号議案	農地法第3条許可申請について(岩城)	
		第2号議案	農地法第3条許可申請について(岩城)	
		第3号議案	農地法第3条許可申請について(生名)	
		第4号議案	非農地証明申請について(生名)	
		第 5 号議案	農地法第5条許可申請について(岩城)	
		第 6 号議案	農地法第5条許可申請について(岩城)	
		第7号議案	農地法第4条許可申請について(岩城)	
		その他	前回の総会審議案件の処理状況について 他	

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
(開会)	事務局長	定刻前ではございますが、皆さんお揃いですので、ただ今より、令和7年度第3回上島町農業委員会総会を開会致します。
		本日は、濱本推進委員が欠席です。本日の出席委員数は、農業委員8名、推進委員6名です。上島町農業委員会会議規則第6条の規定により過半数の農業委員が出席しておりますので本会は成立いたします。
		それでは、はじめに古本会長より招集の挨拶をお願いします。
		(開会挨拶)
会長挨拶	会 長	これより上島町農業委員会会議規則第4条により会長が議長を務めます。
	事務局長	
日程第1	議 長	それでは議事に入る前に 日程第1、議事録署名委員を指名致します。西原委員、小西委員、よろしくお願いします。
第1号議案	議 長	それでは議案審議に入ります。第1号議案、農地法第3条許可申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		農地法第3条の許可基準について、次のいずれかに該当する時は許可されません。①権利を取得しようとする者が、申請地含む全ての農地を効率的に耕作すると認められない場合。②権利を取得しようとする者が、原則年間150日以上農作業に常時従事すると認められない場合。③権利取得後の耕作内容や農地の位置・規模がその周辺地域の農地の集団化、農作業の効率化など、農業上の総合的な利用に支障をきたす恐れがあると認められる場合となっており、不許可の全て要件に該当しないとの判断です。
		第1号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された田中委員の説明を求めます。
	田中委員	6月10日に事務局と現地確認に行きました。前回の続きで、周りを借りていて今は草が伸びてきている状態ですけれども、何も問題はないと思います。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
審 議	各委員	(意見なし)
	議 長	それでは、第1号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採 決	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、許可といたします。
第2号議案	議 長	それでは、第2号議案、農地法第3条許可申請について事務局から説明を求めます。

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
	事務局	(内容説明)
		農地法第3条の許可基準については、第1号議案の説明と同じとなっております。
		第2号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された田中委員の説明を求めます。
	田中委員	6月10日に事務局と現地確認に行きました。第1号議案と同じ場所で、貸渡人が違うだけで何も問題ないと思います。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
審 議	各委員	(意見なし)
	議 長	それでは、第2号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採 決	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、許可といたします。
第3号議案	議 長	それでは、第3号議案、農地法第3条許可申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		農地法第3条の許可基準については、第1号議案の説明と同じとなっております。
		第3号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された岡辺委員の説明を求めます。
	岡辺委員	6月10日に事務局と現地確認に行きました。写真のとおり、雑木と庭木じゃないかなと思われる木が生えて、すぐに耕作できるような状態ではないですが、日にち、時間をかければなんとか畑になるというような状況でございます。現地は、庭と一緒に畑というような形でちょうど家の前になるんですが、新しく入られる方が耕作されるんじゃないかと思います。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
	砂川委員	こういう状況でも、今、開墾するといったら町の補助金適用はないんですか？
	事務局長	たしか、3アール以上でないと補助金の対象にならないです。
	砂川委員	面積上、補助金利用は無理ということですね。
	議 長	人力でもボチボチやれば…。狭い所ですし、そんなに大木でもないの で十分チェーンソーなんかで切れると思うので開墾できると思います。
	議 長	他にご意見、ご質問はございませんか。
審 議	各委員	(意見なし)
	議 長	それでは、第3号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採 決	各委員	(全員挙手)

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
	議 長	全員賛成ということで、許可といたします。
第4号議案	議 長	それでは、第4号議案、非農地証明申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		非農地として判断する基準として国から示された「農地法の運用について」のその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、「農業振興地域制度に関するガイドライン」の当該土地を農用地から除外する条件として、①農業振興地域整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれがない土地であること。②周辺の農業用施設等の機能に支障を及ぼす恐れがないこと、また周辺の農用地等において土砂の流出・崩壊等の災害を発生させる恐れがないことなど、周辺の農業生産に悪影響を及ぼす恐れがない土地であること。以上のことから、非農地の認定基準に該当していると判断されます。第4号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された村上穂委員、岡辺委員、村上啓祥委員の説明を求めます。
	村上穂委員	10日、事務局、岡辺、村上啓祥委員と現地確認に行きました。実態は現況写真のとおりでございます。以上です。
	岡辺委員	10日、事務局、村上穂委員、啓祥委員と現地確認に行きました。現地は、一部耕作しているところもあるようですが、傾斜地に段々畑の痕跡はありますが、そこへほとんど耕作していないので大きな樹木が茂っております。これを耕作するには重機が必要と思われますが、重機が入れるような場所ではないので、今回の非農地申請は妥当と思います。以上です。
	村上啓委員	10日、事務局、村上穂委員、岡辺委員と現地確認に行きました。申請地は役場から300mほど離れたところです。現況写真でも分かるように、雑木等が繁茂し、非農地の証明の申請は妥当であると思います。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
	青木委員	今ちょっと調べたんですけど、委任状が付いていて、代理人がNPO 法人になっている、こういうのは資格を持った行政書士さんとがでなくても大丈夫なものなんですか？
	事務局	はい、支障はないです。
	議 長	他にご意見、ご質問はございませんか。

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
審 議	各委員	(意見なし)
	議 長	それでは、第4号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採 決	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、非農地である旨証明いたします。
第5号議案	議 長	それでは、第5号議案、農地法第5条許可申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		本転用申請にかかる農地法の要件について、まず、「一般基準」については、(1)農地の全てを確実に事業の用に供すること(法第5条2項3号)については、土地利用計画図のとおり、全体を使用する計画となっています。
		① 事業者の資力・信用はあるかは、資金計画書・資金証明書のとおりです。②農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかについては、該当ありません。③転用に必要な他法令の許可の見込みについては、該当ありません。(2)周辺の営農条件に悪影響を与えないこと(法第5条2項4号)については、被害防除措置計画書に記載のとおり、周囲の営農に対し影響ありません。以上、「一般基準」の要件は満たしていると判断されます。続いて、「立地基準」は、農用地区域外農地となっており、役場庁舎など公益的施設から約300m以内の距離にある第3種農地に該当し、原則として許可する農地であると判断されます。第5号議案の説明は以上です。
		現地確認された砂川委員の説明を求めます。
		10日、事務局と現地確認に行きました。この案件については、前にも雑種地登録ということで出ていたと思うんですが、今回宅地を購入されたということで、進入路もということだったのですが、結果、違反転用になってしまいました。何十年と進入路という状態で使われていたので、とくに問題ないと思います。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
審 議	各委員	(意見なし)
	議 長	それでは、第5号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採 決	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、本申請が適切であるとの意見書を添えて、県に進達いたします。
第6号議案	議 長	それでは、第6号議案、農地法第5条許可申請について事務局から説明

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
		を求めます。
	事務局	(内容説明)
		本転用申請にかかる農地法の要件については、第5号議案の許可基準と同じです。第6号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された田中委員の説明を求めます。
	田中委員	10日、事務局と現地確認に行きました。この場所は、だいぶ前から駐車場のよう利用されているので、今回の申請については問題ないと思います。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
審 議	各委員	(意見なし)
	議 長	それでは、第6号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採 決	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、本申請が適切であるとの意見書を添えて県に進達いたします。
第7号議案	議 長	それでは、第7号議案、農地法第4条許可申請について、事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		本転用申請にかかる農地法の要件については、第5号議案の許可基準と同じです。第7号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された田中委員の説明を求めます。
	田中委員	10日、事務局と現地確認に行ってきました。家を建てるということで、畑にも何ら影響はないと思われます。問題はないと思います。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
審 議	各委員	(意見なし)
	議 長	それでは、第7号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採 決	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、本申請が適切であるとの意見書を添えて県に進達いたします。
(閉 会)	議 長	それでは、以上をもちまして、令和 7 年度第3回農業委員会総会を終了いたします。

[illegible]